



まだマイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療をあなたに。



◆マイナ保険証への切り替えがまだお済みでない方もこれまでどおり医療機関を受診できます。

令和6年12月2日より、現行の保険証は新たに発行されなくなりますが、マイナ保険証への切り替えがお済みでない方も「**お手元にある健康保険証**」または「**資格確認書**」でこれまでどおりの保険診療が受けられます。

◆お手元にある保険証は次の有効期限まで利用いただけます。

保険の加入状況			保険証の有効期限
国民健康保険	来年7月末までに	70歳になる方	70歳になる月の月末まで
		75歳になる方	75歳になる日の前日まで
	上記以外の方		令和7年7月31日まで
後期高齢者医療保険制度	すべての方		令和7年7月31日まで

※上記以外の保険につきましては、加入されている保険にご確認ください。

◆有効期限が切れてしまっても資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方などには、資格確認書が郵送されます。

ただし、次の方は交付の申請が必要となりますので、役場窓口で手続きをしてください。

- ・マイナ保険証での受診が困難な方（ご高齢の方、障がいをお持ちの方など）
- ・マイナ保険証を紛失した方

◆より便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

- ・マイナ保険証のみで高額療養費制度の限度額を超えた支払いが不要になる
- ・診療履歴に基づいたより良い医療が受けられる
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

**すでにマイナ保険証を利用している方や
登録したか忘れてしまった方は、マイナ
ポータルから登録状況などが確認できます！**

マイナポータル
アプリのダウン
ロードはこちら



◆マイナ保険証になっても、次の場合は役場窓口で手続きが必要です。

- ①国保を脱退するなど資格の変更があったとき
（国保加入者またはこれから国保に加入する方のみ）

届出がないと保険税（保険料）が二重にかかってしまうことや無保険状態になってしまう場合があります。

- ②新たに人工透析など、特定の疾病による自己負担限度額を超える支払いの免除を受けたいとき

**マイナ保険証の利用方法などは、
こちらからご確認ください。**



問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ